

庁舎建設予定地マネジメント作業部会の設置について

1 設置目的

庁舎建設予定地における公共施設マネジメントの視点を含めた諸調整及び連絡調整のため

2 設置根拠等

小金井市公共施設等総合管理計画策定推進本部設置要綱第2条第1項第3号の規定に基づき、「庁舎建設予定地における公共施設マネジメントの推進」を所掌事務に加え、同要綱第5条の規定に基づき作業部会を設置する。

3 部会構成

部会長 企画財政部長兼庁舎建設等担当部長

部会員 企画調整担当課長、庁舎建設等担当課長、福社会館等担当課長、
建築営繕課長

4 その他

- (1) 庁舎建設予定地における公共施設の最適化手法の検討、調整
- (2) 公共施設等総合管理計画との整合
- (3) 新庁舎建設事業及び（仮称）新福社会館建設事業の進捗管理及び諸調整